

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
第7条 (手形、小切手の支払) ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために提示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 当座勘定の払戻の場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。 ③ <u>前項の払戻に払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、記名押印して提出してください。</u> ④ <u>前2項の払戻の手続きに加え、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第10条 (支払の選択) 同日に<u>数件</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。 第12条 (手数料等の引落とし) ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条 (印鑑照合等) ① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以 上	第7条 (手形、小切手の支払) ① 小切手が支払いのために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために提示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 当座勘定の払戻の場合には、小切手 (追加) を使用してください。 ③ (追加) ④ (追加) 第10条 (支払の選択) 同日に<u>数通の手形、小切手等</u>の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。 第12条 (手数料等の引落とし) ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 (追加) によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条 (印鑑照合等) ② 手形、小切手 (追加) または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手 (追加)、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以 上